

■法務省招へい事業：ミャンマー不動産制度共同研究

平成29年8月21日（月）から同月25日（金）までの間、東京において、ミャンマーから研究員を招き、ミャンマー不動産制度共同研究を実施しました。

ミャンマーでは、歴史的な経緯もあり、不動産制度が非常に複雑だと言われています。投資を行う際には、工場を建てたり、事務所を借りたりと、土地・建物の活用が欠かせません。その意味で、ミャンマーの不動産制度を研究することは投資環境整備の観点からも非常に有意義なことです。

そこで、ミャンマーにおいて不動産の管理・登録などを行っている関係省庁の実務担当者を招き、不動産制度共同研究を実施することにしました。ミャンマーからは、ミャンマー連邦法務長官府、建設省、農業畜産灌漑省、内務省、ヤンゴン市開発委員会、マンダレー市開発委員会の職員などが研究員として来日しました。



【法務総合研究所長と研究員～赤れんが棟をバックに】

様々な講義の合間に、法務総合研究所の佐久間達哉所長と研究員との間で意見交換を行いました。研究員からは質問や日本の制度に対する感想などが述べられましたが、いずれも日本に対する関心の深さと、自国の発展に役立てたいという熱意が伝わってきました。

写真は、意見交換会の後に、佐久間所長を囲んで撮った1コマです。（撮影場所：法務省赤れんが棟前のサンクン広場）



【日本司法書士会連合会での講義風景】

日本司法書士会連合会を訪問し、今川嘉典会長から歓迎のご挨拶をいただいた後、山内鉄夫副会長より、不動産登記制度の基礎や司法書士の役割などについて講義を受けました。具体的な事案を挙げて説明していただき、また、熱のこもった講義に、研究員も熱心に聴き入っていました。(撮影場所：日本司法書士会連合会会議室)



【森・濱田松本法律事務所における講義風景】

森・濱田松本法律事務所を訪問させて頂き、同法律事務所ミャンマー事務所共同代表の武川丈士弁護士・眞鍋佳奈弁護士のお二人から、ミャンマーと日本の不動産制度を比較しつつ、不動産制度がいかに投資に影響するかなど、具体的に教えていただきました。

研究員は、競うように挙手し、ミャンマーの制度を説明したり、日本の制度に対する質問をしたりするなどして、熱心に参加していました。研究員の関心の高さがうかがえました。(撮影場所：森・濱田松本法律事務所内)



【意見交換会】

最終日に意見交換会を実施しました。この研究で受けた講義の内容を振り返り、今後ミャンマーでどのように生かしていくかを話し合いました。

研究員から、ミャンマーにおける現状を教えていただくとともに、今後どのように研究を進めていくかなどについて話し合いました。

3時間に及ぶ意見交換がなされ、非常に有意義な会となりました。

(撮影場所：法務省赤れんが棟)